



1. 短期の取組【R6.7～】

■ 需要量の把握

・ 新規就航・増便など、各空港における需要量が把握可能な仕組みの構築

- ①石油元売会社等の年間の燃料供給計画の策定に資するよう、空港会社等において、就航・増便等の確度の高い情報を収集・整理し、時間的余裕を持って石油元売会社等に提供。元売会社は、提供された情報を基に、航空会社からのオフアールに備えてサプライチェーンの状況を確認し、対応を図る。＜空港会社等、石油元売会社等＞

→令和6年7月、10月及び令和7年3月に、国際線における新規就航や増便等を対象とし（※）、各空港における航空燃料の需要量の把握調査を実施。情報を収集・整理した上で、石油元売会社等に対して提供。

第4回（2025年冬期、2026年夏期及び2026年冬期を対象）の調査の結果については、本年10月末を目途に提供予定。

（※）第1回（昨年7月）では2024年冬期及び2025年夏期を対象としている。

- ②国際線誘致を検討している地方自治体や空港会社等が、航空燃料の供給不足について調整が難航した場合などの一元的な相談窓口を設置。＜国交省、エネ庁＞

→令和6年7月に国土交通省及び資源エネルギー庁に設置。（設置時～令和7年10月14日時点で、70件の相談件数）

■ 供給力の確保

・ 空港への直接輸入の実施 ＜空港会社等、石油元売会社等＞

- 商社や石油元売会社が空港会社等と連携して航空燃料を輸入し、空港の給油タンクに直接搬入する。
7月に成田空港向けに第1船入港によりアジア便300便相当の供給力確保。

→成田空港において、商社等との連携により、令和6年7月以降も継続して輸入燃料の直接受入れを実施中。

令和6年7月以降、輸入燃料の受入回数計22回、受入総数量約113,000KL（令和7年10月16日時点）

輸入燃料の品質検査手順の確立（国内燃料の品質検査手順と同等）に向け、成田国際空港(株)が関係者に働きかけを実施中。

成田空港における輸入ジェット燃料直接受入れの能力拡大について検討中。

1. 短期の取組【R6.7～】

■ 供給力の確保

・ 製油所におけるエネルギー供給構造高度化法の特例的な運用に基づく生産能力の変更 <エネ庁>

- 人手不足等により長期化している製油所の定期修繕時に、他製油所で必要分を増産（生産能力の特例的な変更）することで、アジア便140便/週相当のジェット燃料の生産を実現。

→令和7年8月から12月までの期間で実施し、定期修繕期間中も250便/週相当のジェット燃料の安定的な生産を実現。

■ 輸送体制の強化

・ 製油所から空港へのローリー直送の増加 <石油元売会社>

- 予備車、乗務員について、運送会社との極めて精力的な調整により、月15,000kl相当（アジア便150便/週相当）の地方空港向けのローリーの配送力を確保。

→石油元売会社による運送会社との調整により、製油所・油槽所から空港へのローリー増車や配送回数の増加を図り、地方50空港程度に対し、週280便程度、チャーター便600便以上の増便を実現。

1. 短期の取組【R6.7～】

■ 輸送体制の強化

・ 内航船への転用等による輸送力強化 <石油元売会社、内航海運業者>

- 既存の船舶を活用した積荷・運送計画等の変更や、外航船の日本籍内航船への転用などにより、輸送力を強化。具体的には、年内に外航船内転2隻、新造就航1隻による輸送量強化。

→石油元売会社及び内航海運業者の連携の下、外航船2隻が内転し運航を開始したほか、新造船 1 隻が就航した。また、既存船舶を最大限活用し、1 航海あたり輸送量を最大化する取組も実施。

・ 給油作業員の確保に向けた取組 <給油事業者、国交省>

- 給油事業者において、人材の確保・育成の取組を強化。国も、空港ごとの合同説明会の開催、教育訓練等の取組、空港業務人材の処遇改善に要する経費等の一部を補助。

→令和 6 年 7 月に、給油関係事業者を対象とした空港業務体制強化支援事業の公募を実施し、空港毎の合同説明会の開催等の事業を採択。その後も、令和 6 年度補正予算や令和 7 年度予算により同事業の公募・採択を改めて実施するなど、給油関係事業者の人材確保・育成、処遇改善等に向けた取組を支援。

（交付決定件数：19件）

→関空における給油作業員の確保に向けた官民検討組織を立ち上げ、認識の共有、対策の検討等を実施。

→令和 7 年 6 月に国土交通省、防衛省及び全国空港給油事業協会等の空港業務・航空運送事業等の関係団体との間で「空港業務・航空運送事業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結。

2. 中長期の取組【R7年度以降を見据えた取組】

■ 供給力の確保

・ 製油所・油槽所の既存タンクのジェット燃料タンク転用など供給力の確保 <石油元売会社、エネ庁>

- 石油元売会社は、将来のジェット燃料需要増及びそれに対応したジェット燃料の生産増・輸入増を見据え、既存タンクのジェット燃料タンクへの転用など計画的な設備投資の必要性を検討。そのうえで必要な対応策を実施する。

→令和6年度補正予算において、製油所・油槽所の既存タンクをジェット燃料タンクに転用すること等に対する支援措置を講じており、現在、5件の採択案件を執行中。

・ 空港のジェット燃料タンクの必要な容量の確保等の実施 <給油施設事業者、国交省>

- 将来的に、空港のジェット燃料タンクがロジスティクス上のネックとならないよう、空港のジェット燃料タンクの容量拡大等の改善の必要性を検討。そのうえで必要な対応策を実施する。

→国から給油施設事業者等に対し、日本政策金融公庫による融資制度や新しい地方経済・生活環境創生交付金の周知・活用の推奨を実施。また、燃料貯油量拡大のため、羽田空港におけるジェット燃料タンク増設を計画するなど、貯油基地の建設等を実施予定。

2. 中長期の取組【R7年度以降を見据えた取組】

■ 輸送体制の強化

・ ローリーの台数の確保 <石油元売会社、エネ庁>

- ジェット燃料専用のローリーを追加的に確保する必要性について検討を行い、そのうえで必要な対応策を実施する。

→令和6年度補正予算において、ジェット燃料専用のローリーの追加確保に係る支援措置を講じており、3件の採択案件を執行中。

・ 船舶の大型化、老朽化した荷役設備の更新等 <石油元売会社、内航海運業者、エネ庁、国交省>

- 石油元売会社及び内航海運業者間での運賃や契約期間といった取引環境の改善に関する不断の対話を行うとともに、中長期的な生産・輸送の見通しを踏まえた、余裕を持った船腹量の計画的確保を行う。

→荷主業界・内航海運業界・国の対話の場である「安定・効率輸送協議会」等における内航海運業の取引環境の更なる改善に向けた商慣習の改善方策等の議論を踏まえ、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」（第2版）を令和7年3月に公表。令和7年度には運賃・用船料の実態について把握し、適正な「運賃・用船料」を収受するために必要な「標準的な考え方」を示し、荷主及び業界に周知予定。

また、船腹量の計画的確保に向け、石油元売会社と内航海運業者間において連携を図っていく。

- 老朽化した荷役設備の更新・機能向上を通じた荷役の効率化を実現。

→荷主・オペレーター・オーナーが連携し、内航海運による海上輸送力向上に向けた生産性向上に資する取組を令和6年度補正予算も活用しつつ、支援する。（交付決定件数：11件）

2. 中長期の取組【R7年度以降を見据えた取組】

■ 輸送体制の強化

・ サプライチェーンに携わる人員（ローリー乗務員/船員/給油員）の確保

＜航空会社、石油元売会社、給油事業者、内航海運業者、エネ庁、国交省＞

- サプライチェーンに関わる人材の確保にあたってはその処遇改善が重要であるとの認識を、航空会社、石油元売会社、内航海運業者、給油事業者及び関係省庁の間で共有し、コスト負担を含めた不断の対話を行う。

→「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」の中間とりまとめのフォローアップや「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改訂などを通じ、サプライチェーンに関わる人材の確保にあたってはその処遇改善が重要であるという認識のもと、引き続き、官民の関係者間で対話を進めていく。

- 船員の確保・労務負担軽減策の検討を通じた荷役の効率化を実現。

→荷主・オペレーター・オーナーが連携し、内航海運による海上輸送力向上に向けた生産性向上に資する取組を令和6年度補正予算も活用しつつ、支援する。（交付決定件数：11件）